

別表

	いわゆる「全体版」	いわゆる「概要版」
タイトル	-	●●原子力発電所における住民防護の状況及び今後の対応(仮)
作成目的	関係機関で、防護措置の具体的な”やり方”の調整等を実施するため、その時点の状況に関する情報やオペレーションを「共有」するため	中央における内部説明、意思決定等の際の状況報告のため
内容	防護措置の実施に必要な考えられる情報 ①「広域避難計画」「●●地域の緊急時対応」等のエッセンス(避難元、避難先、避難経路、対象人数等) ②当該災害に特有の情報や既存計画では対応できない点などに関する情報※ 訓練・研修において、一定の様式をサンプル(参考ひな型)として活用。研修の際は、以下を伝達 ○実災害時は地方公共団体における災害対策本部資料などの転用でも差し支えない。書き箇所があつて問題ない。 ○転用では情報が不足するような場合でも、不足する情報を数枚程度でまとめた資料を転用資料に追加して提供するのみでよい。 ○情報は段階段階で更新されていくものであり、「調整中」「確認中」などの記載があつて差し支えない。 ○ただし、訓練や研修では、災害対策本部会議資料や不足情報を追加する資料を作成することは現実的ではないため、一定の様式をサンプル(参考ひな型)として活用するとともに、また、記載する情報も「調整中」「確認中」とせずにすべて把握できたと仮定して実施する。	左記の要点を1枚にまとめたもの
平時における準備		道府県訓練に接続した訓練等の機会を利用して、OFC又はERCの住民安全班で作成
有事における作成	上記の○に従う。	道府県からの情報をもとに、OFCまたはERC住民安全班が作成。情報が満足できていないのであれば、手書きの箇所があつて差し支えない。
留意事項	国は、内容を確認(=了解)はするが、国から作成を指示・要請したり、あたかも国が記載内容に決定権を有するかのようには行わない。 ※当該災害に特有の情報や既存計画では対応できない点などに関する情報 ・複合災害に伴う被災状況等により、既に作成されている地域防災計画・避難計画において決められている複数の避難経路のうち)、どの経路が利用可能なかの、どの移動手段として(予め協定等により確保されているものうち)、どの車両がどれだけ使用可能なのか ・避難先や屋内退避施設、一時集合場所、避難退域検査場所等のうち、どれがどの程度通常通り使用可能なかの、その際の関係道府県等の要員等の確保は計画通り可能なのか	地図の下絵などは標準案として用意しておく。

青森県地域防災計画（原子力災害対策編）について

青森県地域防災計画（原子力災害対策編）は、昭和 47 年に作成して以降、国の防災体制の枠組みの変更、対象施設の追加等に合わせて修正を行ってきたところである。

同計画の直近の修正は平成 30 年 3 月に実施し、原子力災害対策指針等の各種計画の改正を踏まえ、核燃料施設等に係る防護対策や原子力災害医療体制の整備等に係る内容や県の組織体制を反映した。

なお、原子力災害対策指針の各種計画改正を踏まえた修正や所要の改正を行うため、次年度中に同計画の修正を予定している。

【平成30年3月の修正により反映した内容】

- (1) 核燃料施設等に係る防災対策の具体化
 - ・ MOX 燃料加工工場及び使用済燃料貯蔵施設を対象として追加
 - ・ 原子燃料サイクル施設、六ヶ所保障措置分析所、リサイクル燃料備蓄センターにおける原子力災害重点区域の明確化
- (2) 情報収集事態について追記
- (3) 避難退域時検査・簡易除染の実施について明記
- (4) 原子力災害医療体制の整備
 - ・ 原子力災害拠点病院の指定、原子力災害医療協力機関の登録等の原子力災害医療体制及び原子力災害医療活動に関する事項を追記
- (5) 予測的手法から実測値の重視へ
 - ・ 実測値に基づき、避難や一時移転を判断することに伴う予測的手法関係（緊急時迅速放射能影響予測システム）に関する記載の見直し
- (6) 自然災害との複合災害発生時の防護措置の考え方
 - ・ 地震、津波、暴風雪との複合災害の場合における P A Z 内及び U P Z 内の対応を追記
- (7) 「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」の反映
 - ・ 広域避難における市町村間の調整について記載
- (8) 青森県防災対策強化検討委員会を踏まえた見直し
 - ・ 原子力災害時の県の活動体制の明確化
 - ・ 県の災害対策本部の組織等について、自然災害に準じ、原子力災害対策等に必要な人員の調整を図る旨明記
- (9) その他所要の修正
 - ・ 原子力災害に係る自衛隊の災害派遣の手続の明確化
 - ・ 原子力災害に係る緊急消防援助隊の応援要請の手続の明確化
 - ・ 放射線防護対策施設の記載について明記
 - ・ U P Z 外の防護措置については、必要に応じて U P Z と同様の緊急事態応急対策を実施することについて記載
 - ・ 県の組織改正の反映、記載の明確化、字句の修正等

青森県地域防災計画（原子力災害対策編）修正の概要

	H27 4月	7月	10月	1月	H28 4月	7月	10月	1月	H29 4月	7月	10月	1月
防災基本計画 修正												
原子力災害対策 指針改正												
原子力災害対策 マニュアル改訂												
原子力災害対策 関係府省会議												
県防災対策 の検討												

今回の主な修正内容

- ①核燃料施設等に係る防護対策の具体化
 - ・サイクル施設（MOX燃料工場含む）等の原子力災害対策重点区域の追記等
- ②国の組織関係と役割を事故の事態別に再整理
 - ・情報収集事態について記載
- ③避難退域時検査・簡易除染等の実施
- ④原子力災害医療体制の整備
 - ・原子力災害拠点病院の指定等

⑤予測的手法から実測値の重視へ

- ・実測値に基づき避難や一時移転を判断

⑥自然災害との複合災害発生時の防護措置の考え方

⑦「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」の反映

⑧県防災対策強化検討委員会を踏まえた見直し

- ・マニュアルを踏まえた原子力災害時における県の体制の見直し

第8回東通地域原子力防災協議会作業部会以降に締結した協定について

1 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定に係る運用細則

(1) 運用細則締結年月日

平成30年10月22日

(2) 協定締結の相手方

公益社団法人 青森県トラック協会

(3) 概要

県では、災害時における物資等の緊急輸送については、公益社団法人青森県トラック協会と協定を締結（締結年月日：平成10年4月17日）し、対応していたところ。

原子力災害時等においても、必要な物資を円滑に輸送できる体制を構築するため、以下の内容に係る運用細則を締結した。

<運用細則の主な内容>

ア 原子力災害時において事業者の運転手等が協定に基づく業務を実施するのは、平常時の一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に限るものとする。

イ 県は、トラック事業者の円滑な輸送業務に資するため、放射線防護資機材の確保等必要な安全確保対策を実施する。

2 災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定

(1) 協定締結年月日

平成31年1月17日

(2) 協定締結の相手方

一般社団法人 青森県タクシー協会

(3) 概要

県では、災害時における被災者等、災害応急対策実施に必要な人員・資機材、ボランティアの輸送及びタクシー無線を活用した連絡網の確保等について、一般社団法人青森県タクシー協会と協定を締結した。

原子力災害時等においても、人員等を円滑に輸送できる体制を構築するため、以下の内容に係る運用細則についても併せて締結した。

<運用細則の主な内容>

ア 原子力災害時において事業者の運転手等が協定に基づく業務を実施するのは、平常時の一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に限るものとする。

イ 県は、タクシー事業者の円滑な輸送業務に資するため、放射線防護資機材の確保等必要な安全確保対策を実施する。

3 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(1) 協定締結年月日

平成30年12月6日

(2) 協定締結の相手方

県内全市町村

(3) 概要

県内市町村は、平成18年9月に「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結していたが、運用方法などが明確になっていないことから、実災害時の円滑な応援実施に向けて、市町村と連携して見直しをした結果、青森県と県内全市町村との間で、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」を締結した。

<協定の主な内容>

- ア 県も協定締結当事者となり、主体的な関与及び役割を明確化（応援調整は県が行う）
- イ 各市町村に、物資の備蓄や訓練の実施を求める。
- ウ 協定の運用に当たっては、新たに「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を作成

以上

別添1 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定（平成10年4月17日）

別添2 原子力災害時等におけるトラックによる物資等の輸送に関する運用細則
（平成30年10月22日）

別添3 災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定（平成31年1月17日）

別添4 原子力災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する運用細則
（平成31年1月17日）

別添5 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定（平成30年12月6日）